

第 1 検討部会 会議録

会議の名称	第 24 回 第 1 検討部会
開催日時	平成 20 年 9 月 22 日（月）午後 6 時 03 分から午後 9 時 18 分
開催場所	川口市職員会館 教養室
出席者	（部会長）金井副委員長 （副部会長）金子委員、神尾委員 （委員）池田委員、落合委員、林委員
会議内容	・市民フォーラムについて ・運営調整部会の審議結果について ・対話集会について ・起草委員会について ・素案のたたき台②について
会議資料	
発言内容	・それでは第 24 回の検討部会を開催します。 ・既に市民フォーラムと運営調整部会（以下、調整部会）が開かれておりまして、その結果について検討します。特に対話集会については開催することは調整部会で決まっております、詳細を検討する必要があります。 ・それでは、まず市民フォーラムの結果についてお知らせします。 ・市民フォーラムについては、私は参加できませんでしたが、みなさまにはご尽力いただき、ありがとうございました。 ・では市民フォーラムの結果についての報告をお願いします。 ■市民フォーラムについて ・（資料説明） ・市外の方も何十人か来てくださいました。多方面からご注目いただいたんだと感じます。 ・パネルディスカッションへの参加といういい機会を与えていただき、ありがとうございました。第 1 部会で学んだことを中心に、まちづくりへの思いなどをお話しました。 ・他の部会のパネラーの言葉のなかにも落合さんが伝えたであろうことが節々にありました。 ・自治基本条例を見直すいい機会を与えていただいたと思います。 ・対話集会への期待ということで、次のステップへつなげていければと思います。 ・一年何ヶ月の苦勞している集団のすばらしいフォーラムになったと思います

	す。 ・みなさんの強い思いが伝わったのが非常によかったと思いました。 ・かなり職員の方に来てもらったのはよかったですね。職員向けの説明会はもういないかもしれませんね。 ・職員向けの説明は別途行うことになるかとは思いますが、市民フォーラムは大変よい機会だったと思います。 ■運営調整部会の審議結果について ・次に調整部会の結果について報告します。 (資料説明) ・起草委員会のメンバーは部会ではそれほど議論しなくてもよいかなと思います。よく知っている委員長、各部会長、鈴木編集委員長さんで決めたらいいかなと思います。 ・スケジュールは、編集委員会は10月中旬となっている箇所は10月6日を予定しています。できれば10月2日で素案案を決めたいと思いますので、素案案に盛り込んで欲しい第1部会の意見はなるべく今日議論したほうがよいと思います。 ・対話集会のことも検討しておいたほうがよいと思います。 ・それでは、対話集会の進行や段取りについて、説明いただけますか。 ■対話集会について ・(資料説明) ・それではご意見をいただければと思います。 ・対話集会の目的、趣旨をどこかで述べたほうがよいと思います。 ・説明をされる方が話す内容をこの進行案に付け加えておいたほうがよいのではないのでしょうか。 ・第1部会長と議員で第1部会委員をされている2委員はどうされますか。 ・あまり私が前面に出ないほうがよいのではないかと思います。 ・学者や議員の方に対して構えてしまって、ざっくばらんな話がしにくいと感じてしまう市民もいると思うので、市民が出て、話しやすい雰囲気にし
--	--

	たほうがよいと思います。 ・市民フォーラムのアンケートでも結構意見が出ていました。地域コミュニティを市が育てるといのはいかなものかといったのがあり、そうした本音の話も出やすいものにしたほうがよいと思います。 ・一方で、議員さんや学者の先生ときちんとお話する機会はめったにないのでという気持ちもあります。 ・レイアウトイメージも作る必要がありますね。 ・おそらく口の字で 20 人くらいではないでしょうか。 ・質問の内容によっては、金井先生に答えていただいたほうがよいものもあると思います。 ・あまり不用意に答えてもいけないので、基本スタンスとして、出された意見は受けて、後日検討するということですよね。 ・私のイメージは保護者会です。 ・例えば、地域社会のビジョンについて聞いてみたらどうかと思います。 ・ただし、この項目は今日現在の未定稿である「素案たたき台②」ではカットされています。 ・カットされることがわかっていることを説明するのは苦しいですね。とはいえ、調整部会でオーソライズされている資料を使うことになるので、以前の「素案たたき台」をもとにせざるをえないでしょう。 ・蕨駅の放置自転車問題とか、そうした意見は持ち帰ったところで、条例案に活かさないと思います。 ・各部会でも対話集会のやり方について、同じ問題が提起されているのではないかなと思います。 ・今の段階では、不確定要素が多いですね。10 月 3 日の当部会にもう一度林さんから案を出していただくのはいかがでしょうか。 ・どう進行するかは各部会でということになるかと思います。 ・“安易に答えられない”というスタンスで臨むといった対話集会での対応の基本は大変重要な点です。こうした点が各部会でばらつくと困りますので、各部会がそれぞれ判断してしまうというのはなじまないと思います。 ・内容についての質問には答えられないというのは、調整部会でもう決まっています。
--	---

- ・ 想定問答をつくっていませんから、この件は自治基本条例の対象外ですということなども何も決まっていますので、全てのご意見は持ち帰るということになります。
- ・ 広報 PI としては、どういう人が何人くらい来るイメージですか。
- ・ 20 名くらいを想定しています。
- ・ だれが呼びかけるんですかと調整部会で私は質問したのですが、広報を使って、公民館や町会も活用してということを伊田さんはおっしゃっていました。
- ・ シナリオを次回までにまた検討いただけますか。いまの案は司会をされる方のシナリオにはなっているんですが、説明をされる方にとって困ると思いますので。
- ・ 市民公募委員だけだと、頼りないと思われてもいけませんので、学識者である大学の先生も委員でいらっしゃるという実態を見せたほうがよいと思います。
- ・ 質問に答えないのでしたら、わざわざ金井先生に来ていただく必要はないように思います。
- ・ 私は出ること自体はよいことだと思いますが、質問に回答するような意見は述べないということをお願いしたいと思います。
- ・ こうしたかたちで部会をやっているというのを見せたほうがよいと思います。
- ・ 地域のビジョンについてのテーマではまずいので、これをどうしますか。
- ・ 「素案たたき台」について一通り説明してはどうですか。
- ・ 市民フォーラムのミニ集会と考えたらよいですか。
- ・ そうです。
- ・ 「素案たたき台」の説明など担当としてあつた人が最悪棒読みでも大丈夫なようにシナリオを書いておく必要があります。
- ・ はじめから終わりまで「素案たたき台」を全て説明したほうがよいということですか。
- ・ 私は全体がよいと思います。自治基本条例は全体があつて成り立つことなので、つまみ食いではいけないと思います。

- ・「素案たたき台」の説明は編集委員さんからしていただければと思います。
- ・自治基本条例とは何か、なぜ必要かについても、シナリオがないと、担当した人は大変だと思います。
- ・広報 PI チームは、人に担当だけ割り振れば、後は任せたではいけないと思います。みんなで協力しましょうというだけでなく、どういうふうに説明したらよいのかなども、広報 P I チームで企画立案していただきたいと思います。
- ・例えば今の案では、自治基本条例はなぜ必要かについて三宅先生の講演を参考にとあります。この講演のなかで、どの点とどの点には触れてほしいといったような説明文を林さんが用意していただけないでしょうか。
- ・市民に対して述べるというのは重いことなのです。きちんと原稿を用意しておくか、あるいは「この会は素人の会なので適当で許してください」と考えるのかどちらかだと思います。
- ・だれかにお願いねというのはいいのですが、お願いされた人がどうしゃべるかということまで考えてほしいということです。
- ・当日配布資料の内容、説明される方が話す内容、条例は何かなぜ必要かの説明原稿、たたき台の説明や意見聴取の原稿、アンケート、のそれぞれの案を次回の部会までに用意をお願いしますか。
- ・資料を各部会でばらばらなのはよくないと思います。各部会で統一していただけないでしょうか。
- ・広報かわぐちと市の HP で公表されているものを資料にしたいと思います。
- ・集客については、どの地域からでも参加できるかたちですので、地域にこだわらずお声かけいただけたらと思います。
- ・議員が集客することには反対です。選挙が近いので、やめたほうがよいと思います。また議員は、地盤との関係もあるので、難しい問題が起きかねません。
- ・第 1 部会の委員は芝地区の方は少ないので、集客には限界があると思います。来ていただける市民の方が少なくても、それは仕方がないのではないのでしょうか。
- ・町会の回覧板は 10 月はじめに回覧されますか？それを活用できますか？
- ・先日の広報・P I でも議論されたようですが、この内容で町会の回覧板へ依頼することはできないようです。

- ・調整部会では、3、4人であってもやろうという話になりました。

■起草作業のメンバーについて

- ・起草作業のメンバーについては。
- ・起草作業とは何をするんですか。基本的には編集委員会で固まった素案を法文化するということではないかと思います。ただし、まだ残っている条例の名称、前文は決めないといけません。
- ・“～しなければならない”という表現にするのか、“～することができる”にするのかといった検討もあると思います。
- ・落合さんのイメージほど機械的なものではなく、PIや各部会の意見を受けて、起草作業において取舍選択が必要であろうと思います。
- ・市法制担当がいるからいいんだと思いますが、法律の専門学者の三宅先生にも入っていただいたほうがよいと思います。
- ・起草作業でのたたき台とする法文化する案や逐条解説案は市事務局や野村総研さんに作っていただきたいと思います。
- ・起草作業にどこまで任せるのか、少数の人が作った条例にたくないということは前からいっているわけですから、部会とのキャッチボールは必要となるでしょう。しかし、一方で、いつまでも部会からの意見をというのでは、素案が決まらない、時間がかかるという問題があります。
- ・調整部会ではだれが起草作業のメンバーとしてよいという提案は言わないということにします。
- ・メンバー数についてはどうですか。
- ・本当に各部会から1名は必要ないのでしょうか。
- ・起草作業と部会との間のつなぎ役がないというのは問題だという考え方もできます。
- ・各部会のセクショナリズムとありますが、部会の言い分しか言わないというのは問題がありますが、起草作業の人数を絞ったらそれで解決すると思えるのは乱暴です。
- ・起草作業にどこまで任せて、部会はどこまで関与するのかという点とも関係します。
- ・それでは、運営調整部会の決定を再考することをお願いすることとして、各部会で1名は出すという案にしますか。

- ・（各委員賛成）

■素案のたたき台②について

- ・素案のたたき台②について。上から順に検討していきましょうか。
- ・名称については。
- ・金井先生の基本条例の名称のほうが他の条例とは異なり最高法規性がはっきりするという点に分かるのですが、何の基本条例なのかがあいまいになると思います。
- ・みんなの条例というのは、市長も議会も市民もみんな仲良しというイメージを描きますが、それは条例の趣旨と少し違うと思います。
- ・「みんなの」という名称は、止めようということによろしいですね。
- ・前文はわれわれの案が生きていますが、第4部会が代替案を作ってくれています。他の部会も次回の編集委員会までに作って提案してくるかもしれません。
- ・地域ビジョンの項をカットしたので、前文に反映するという事かなと思います。
- ・第1の案の最後のところで第4の案も入れています。
- ・条例の目的のところですが、市民にとって分かりやすいということはあってもよいと思いました。
- ・前文に書いてあるから条文には載せないでよいのでしょうか。加えて、自治の基本原則って何だろうということがどこにも書かれていません。
- ・基本理念とは何か、基本原則とは何かという問題ですね。基本理念は前文に示されています。自治の基本原則については、市民参加とか、協働の原則とか、情報公開とかの条項が本文の中に書かれているので、そこに示されているという解釈は可能でしょうか。
- ・自治の基本原則は何を指しますか。「素案たたき台②」では、基本原則は削除されているので、前文にも書いてないとなると、全く触れていないということになります。あるいはこの条例の全文・全条項が基本原則という解釈をしますか。
- ・編集委員会のときと同じようなことが起草委員会では議論になりますか。
- ・メンバーが異なるので、そういうところが出てくるかもしれません。
- ・自治基本条例が絵空事ではなく、対話集会でも意見交換できるとよいなあ

	と思います。 ・対話集会の原稿はたたき台をもとにするのでしょうか。 ・対話集会の話はあとにしませんか。 ・自治の基本原則はどこを指すのかは難しいですね。 ・目的の条項から、「基本原則」という文言は削除してはいけませんか。削除してもこの目的の条文は十分意味が通じると思います。 ・あえて基本原則をあいまいにしておいたほうが市民にとっては活用できる可能性があるという考え方もできます。 ・市民に分かりやすくというのは、川口市がどうあるべきかについてですが、この規定は条例の目的についての規定ですから、2つ目の○は削除しました。 ・自立した地域社会の実現も削除されているんですか。 ・この条例の目的は、自立した地域社会の実現を目指す、というのではないという考え方で、その部分は削除されました。 ・地域社会の自立という表現なので、市民が市政に参加して行政に頼らないでという気持ちで提案された案ではないかなと思います。 ・基本事項についてでよいのでしょうか。 ・基本事項と書かずに、単に市政についてとしますか。基本事項だけでよいという解釈をされてはいけません。 ・「自治」の定義については私は不要という意見なのですが。自治は“市民の権利を実現する”というよりは、“自ら治めること”ではないですか。 ・市民の権利の実現のためにということだったと思います。 ・自治の定義の文言と条例の目的の内容がほぼ同じなので、自治という誤解を招く言葉を出さないで、条例の目的のところで書いているからよいと考えてはいかがですか。 ・自治の定義のなかの原案にあった責任というところが削除されるのは釈然としないところがありました。 ・道徳の規定ではないので、責任は要らないと思います。
--	---

- ・“自ら行動する”という元の案の表現は、は自治という内容とは少し異なるのではないかと思います。
- ・自治は自ら治めることと考えることはできますが、かなりトートロジカルな表現なので、自治をあえて規定しなくてよいという考えはできます。
- ・責任というは、問責といいますか、他人に対して問うものです。
- ・「市民の役割」の条項のところで「自治」という表現を入れています。
- ・それでは、この箇所については、削除、そのまま、自ら治めるといろいろな意見があったことを伝えてください。
- ・地域のビジョンは全部削除でよいのですか。
- ・私は反対です。
- ・地域社会のビジョンを総合計画で定めるということではいかがですか。
- ・総合計画のベースとなる考え方が自治基本条例にあってもよいのではないのでしょうか。
- ・①「緑 うるおい 人 生き生き 新産業文化都市 川口」のみを規定する、②総合計画に丸投げする、③「緑 うるおい 人 生き生き 新産業文化都市 川口」を噛み砕いた案を出すという3パターンがあります。
- ・自治基本条例で永続的に通用するビジョンを掲げるという考え方にたった場合、自治基本条例でそうした永続的なビジョンについて合意形成するというのは、現実的には難しいのではないかと思います。
- ・ビジョンを載せるとまた解釈が難しいと思いますが、編集委員会で思い切って削除した勇気を支持したい気持ちもあります。
- ・市は地域のビジョンについて総合計画で定めると書いてはいかがですか。
- ・私としては（6）や2つ目の○を入れてはどうかと思います。
- ・ビジョンのところについてどうしたいかは、各自で修正文言案を出していただけますか。
- ・主語を書かずにぼかすという案もあります。
- ・主語と述語の関係がわかりにくい点が多くあるのですが。
- ・条例の文案をつくりこんでいく中で法制担当が主語をあいまいにするとい

	うことはよくありますから、起草が終了してからも、よくチェックしたほうがよいと思います。 ・権利のところは協働を求める権利を有するとありますが、この箇所には協働を求める権利は書いていませんが、わざとでしょうか。 ・行政の下請けのカモフラージュになる協働はやめようという考え方になっていますが、協働そのものを否定しているわけではありません。 ・権利については分けて書くという方法もあります。 ・すごく気になるのは責任をもたなければならないという箇所です。自由な行動や発言を制限することになりかねないと考えます。 ・市民が他人に迷惑をかけるという問題よりも、私は言論の自由を規制していると捉えられかねないことのほうが重大な問題だと思います。 ・いい川口をつくるための責任ある言動をここで書くという案もあろうかと思えます。 ・責任を書くと市民の活動を萎縮させることになる危険性があるのでカットするという意見と、責任ある言動を敢えて書くべきという意見と、両方あるということですね。 ・お互いに尊重し、自由に発言し行動できると書くほうがよいと思います。 ・“お互いに尊重し自由に発言する”という内容になると「役割」の箇所よりも「権利」の部分になるかもしれません。 ・私は責任については残してよいと思います。 ・この会場の使える時間を越えそうになっておりますが。 ・場所を移して議論を続けますか、それとも、後のところは皆さんからの意見を後日出してもらって、まとめたものを編集委員会で出すということにしましょうか。 ・部会としての意見をひとつにまとめるということは求められていませんので、本日はこれで閉会し、意見をお寄せいただくということにしたいと思います。 ・最後に数点気になっていることを問題提起させていただきます。ひとつは「市長の出資法人の兼業禁止」について。地方自治法と抵触する可能性があるということですが、本当にこの兼業禁止を書かなくてよいかどうかということです。 ・次に2つ目は「検証委員会」について。まず何を検証するのかという問題、
--	--

	また検証委員会という新設の組織が恒常的に必要かどうかとか、その他いろいろ問題がありそうです。皆様に「検証委員会に関する条項」が必要なのかどうか、という点を考えていただきたいと思います。 ・あと気になっているのは、市は市民からの正当な協働の求めに対してという「正当」という文言なのですが。 ・“正当な”というのは削除して、条項全体を“市は市民からの協働の求めを誠実に協議する”という規定に改めるほうがよいかもしれませんね。 ・市民からのどんな求めに対しても市は応じなければならないとは書くべきではないので、「正当」という表現を入れたのです。そして、正当な協働の求めには、市は応じなければならない義務を課すものです。しかし、神尾さんがおっしゃるように、「正当」と書いてしまうと、市民からの協働の求めを萎縮させてしまう危険性があるというのはその通りだと思います。 ・落合さんのおっしゃるように、協議に応じるということでとどめておけば、「正当な」という限定は不要となります。その場合には、協議の結果、市は協働には応じないということもあり得る、ということになります。こうすると、市は協議には応じる義務は生じますが、結果としては協働の求めに応じないという自由度が残るので、市への義務付けが弱くなります。 ・一度落合さんに問題意識を紙でまとめていただいてはいかがでしょうか。その資料も参考にしながら、各自事務局宛に意見を提出することにしてはと思います。 ・それでは、本日は以上で閉会します。 以上
次回以降日程	次回は 10 月 3 日（金）18 時から。